

# 人権方針

## 人権について

Hirata グループは、サステナビリティ基本方針に基づき、事業に関わるすべての人の基本的人権を尊重するために、グローバルで実践する人権方針を定め遵守します。

### ◆人権に関する基本的な考え方

Hirata グループは、自国および事業を行う国・地域に適用される法令を遵守し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」のほか、人権尊重に関する国際規範等を支持、尊重します。

### ◆適用範囲

本方針は、Hirata グループのすべての役員・従業員に適用します。

また、サプライヤーさまを含むすべてのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針を理解し、賛同いただくことを期待します。

## 人権方針

### 1. 強制労働の禁止

私たちは、強制労働を行わず、労働者が雇用を自ら終了する権利を守ります。また、人身売買を含む、いかなる形態の現代奴隷も許容しません。

### 2. 児童労働の禁止

私たちは、最低就業年齢に満たない児童が働くことを認めません。また、18歳未満の若年労働者を健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

### 3. 労働時間への配慮

私たちは、従業員の働く国・地域での法令を遵守したうえで、国際的な基準を尊重し、労働時間・休日・休暇を適切に管理します。

### 4. 適切な賃金と手当

私たちは、各国・地域の最低賃金、時間外労働賃金、法定給付を含む従業員の報酬に関するすべての法令を遵守します。

## 5. 非人道的な扱いの禁止

私たちは、従業員の人権を尊重し、従業員に対する精神的・肉体的な虐待、ハラスメントなどの非人道的な扱いならびにそのような可能性のある行為の発生を防止し、発生した場合には迅速に適切な対応をとります。

## 6. 差別の禁止

私たちは、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、民族、国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、政党・政治的見解、組合員であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、結婚歴の有無、疾病の有無などにもとづく、あらゆる差別を禁止します。

## 7. 結社の自由と団体交渉権

私たちは、各国・地域の法令を遵守したうえで、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段として、従業員の結社の自由と団体交渉権を尊重します。

## 8. 労働安全衛生

私たちは、従業員の働く国・地域での法令を遵守したうえで、国際的な基準を尊重し、従業員の業務に伴うケガや心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境を整えます。

本方針は、平田機工株式会社の取締役会において 2022 年 10 月 18 日に承認され、代表取締役社長により署名されています。

平田機工株式会社  
代表取締役社長

平田雄一郎